

情 個 審 答 申 第 4 号

平成 2 4 年 2 月 2 4 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第 1 7 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 2 2 年 9 月 2 9 日付け環企発第 5 1 0 号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

熊本市公共事業環境配慮指針における文書等の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異
議申立てについて

文書等の件名	1 新幹線熊本駅舎・高架下・大規模小売り店舗設置近隣の地下連絡 通路掘削トンネルで、地下水噴出が発生した。現在は、熊本市事業 主・熊本駅西土地地区画整理事業該当地区内の地下の下水道に、不 作為に放水して久しいが、「熊本市公共事業環境配慮指針・平成 2 1 年 1 0 月 1 日施行」の P 6 7 ～ 6 8 ・ P 7 0 ～ 7 1 の環境配慮指針を 見るに、工事中の濁水の発生に伴う周辺環境への影響を低減する、 放流先の水環境を保全する、等の指針理念が唄ってあるが、熊本市 事業主の環境影響対策・指針の総括主幹は、熊本市環境企画課・水 保全課の管轄なので、環境配慮指針の法理念に基づいて、早急・迅 速にどのような、対応・処置をしたかのわかる資料等
--------	--

[諮問第 1 5 号]

別 紙

諮問第 15 号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「新幹線熊本駅舎・高架下・大規模小売り店舗設置近隣の地下連絡通路掘削トンネルで、地下水噴出が発生した。環境配慮指針の法理念に基づいて、早急・迅速にどのような、対応・処置をしたかのわかる資料等」（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定（不存在）を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

市の負担も血税負担も明確に規定しているにも拘らず、「当該工事は民間企業の工事であり、対象外。」と決めつける事が言えるのか。誠に、公僕理念の欠落記述と言わざるを得ない。国民県民市民の血税での公共工事施行に対して、民間企業の工事であるから、熊本市・環境主幹課は何も知らない、現行条例に照合しなくて良い、地下水噴出した市民の財産を不作為・怠慢に長期間垂れ流していても構わない、今まで膨大な大切な水資源を垂れ流しても何の責務も過失も認められない事だ等の、熊本市環境行政理念が、幸山市政下で、この儘・まかり通っている現実が継続するとは、とても思われない。熊本市事業主・熊本駅西土地区画整理事業敷地内の一般宅地等の地下を通して、地下水噴出の無放図な膨大な水量が放水されており、地下配水管・雨水污水配水管等への影響、地盤沈下の影響、地下水吸い上げによる地下空洞の地盤沈下による熊本市事業主熊本駅西土地区画整理事業の一般宅地で日常生活している熊本市民への影響予測等々の熊本市環境行政理念執行は、放棄・不作為で良いとは、とても思えない。不存在を取り消して、開示・資料交付を即・執行して戴きたい。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が請求拒否の理由として主張した内容は、おおむね次のとおりである。

「熊本市公共事業環境配慮指針」は、本市が実施するすべての公共事業を対象としているが、当該工事は民間企業の工事であり、「熊本市公共事業環境配慮指針」の対象外であるため、当該工事に関する資料については、不存在。

5 審議会の判断

(1) 本件文書について

本件文書は、地下連絡通路掘削トンネルで発生した地下水噴出の、対応・処置に関わる資料等である。

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会は、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

(3) 本件文書の存否について

本件文書が存在しないとする実施機関の説明は前記4のとおりであり、十分に合理性を認めることができる。これに対し、申立人の主張は、実施機関が行った事務事業や判断についての不服を述べているに過ぎず、文書の存在を疑わせる合理的な理由は認められず、不存在であることに不合理性も認められない。

よって、本件文書は存在しないと認められる。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江 藤 孝
会長職務代理者		荒 木 昭次郎
委	員	大 江 正 昭
委	員	高 木 絹 子
委	員	馬 場 啓

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 22 年 9 月 29 日	熊本市長から諮問を受けた。
平成 22 年 10 月 18 日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成 22 年 11 月 24 日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成 23 年 11 月 4 日	諮問の審議を行った。
平成 23 年 11 月 28 日	諮問の審議を行った。
平成 24 年 1 月 23 日	諮問の審議を行った。
平成 24 年 2 月 24 日	答申（案）の審議を行った。